

平成29年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 平成29年3月17日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸	5番 田 崎 信 二	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	6番 小 林 功	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一

2. 欠席議員は次のとおりである。

8番 齋 藤 正 志

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 郡 司 博 道	保育所長 矢 部 良 一
総務課長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出納室長 金 子 佳 弘	教 育 課 長 横 井 伸 也
町民課長 鈴 木 春 継	公 民 館 長 舩 木 慎 弥
地域振興課長 菊 地 淳 一	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 天 野 高 専 門 員 鈴 木 一 義

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	報告第 1 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 3	報告第 1 号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 4	議案第 1 号	柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号	柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例の制定について

- 日程第 6 議案第 3 号 柳津町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 柳津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 14 号 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 15 号 柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 監査委員の選任同意について
- 日程第 20 議案第 17 号 柳津町振興計画基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 21 議案第 18 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 22 議案第 19 号 J R 只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について
- 日程第 23 議案第 20 号 町道路線の廃止について
- 日程第 24 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 25 議案第 22 号 町道路線の変更について
- 日程第 26 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 27 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 28 柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 追加日程第1 議案第45号 副町長の選任同意について
- 追加日程第2 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第47号 和解について
- 追加日程第4 議案第48号 平成28年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 追加日程第6 議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

欠席届の報告をいたします。

8番、齋藤正志君から病気のため欠席届が出ておりますので報告いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田崎信二君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成29年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について3月10日、14日、15日の3日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第34号、平成29年度柳津町一般会計予算については、別紙のとおり修正議決すべきものと決定。

議案第35号、平成29年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第36号、平成29年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第37号、平成29年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第38号、平成29年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第39号、平成29年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第40号、平成29年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第41号、平成29年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第 4 2 号、平成 2 9 年度柳津町下水道事業特別会計予算、
議案第 4 3 号、平成 2 9 年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、
議案第 4 4 号、平成 2 9 年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

柳津町議会予算特別委員会
委員長 田 崎 信 二

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

ただいまの予算特別委員会委員長の報告は、予算案について修正であります。

お諮りいたします。

予算特別委員会修正案の「平成 2 9 年度柳津町一般会計予算」について、委員長報告のとおり修正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りします。

修正議決を除く部分は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、修正議決した部分を除く議案第 3 4 号「平成 2 9 年度柳津町一般会計予算」、議案第 3 5 号「平成 2 9 年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第 3 6 号「平成 2 9 年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第 3 7 号「平成 2 9 年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 3 8 号「平成 2 9 年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第 3 9 号「平成 2 9 年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第 4 0 号「平成 2 9 年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第 4 1 号「平成 2 9 年度柳津町農業集落排水事業特

別会計予算」、議案第42号「平成29年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第43号「平成29年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第44号「平成29年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。



○議長

日程第2、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任副委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会副委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

報告第1号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

平成29年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第1号、陳情第3号について、平成29年3月16日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1. 陳情第1号 「柳津町中学校の統合延期についての陳情」については、生徒や父兄及び地区住民の中学校への心情は理解し、陳情の趣旨は尊重するものの、すでに、「統合中学校開校準備町民会議」で協議が進められていることから、不採択とすることに決しました。

ただし、条件として教育委員会において、杉の子会代表及び本陳情の賛同者に対して統合への理解を深めてもらえるよう、早急に話し合いの場を設けることを求めます。

2. 陳情第3号 「平成30年4月開校予定の統合中学校の校名案に関する陳情」については、陳情の趣旨は尊重するものの、すでに、「統合中学校開校準備町民会議」で協議が進められていることから、不採択とすることに決しました。

以上報告いたします。

平成29年3月17日

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上でございます。

○議長

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任副委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任副委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、報告第1号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、田崎信二君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第1号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成29年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第2号について、平成29年3月16日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1. 陳情第2号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成29年3月17日

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第4、議案第1号「柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第1号「柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の任期付職員を採用するために必要な事項を定める条例を新たに制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号に関しまして、補足してご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、今後の職員の長期研修等を視野に入れまして、一般職として任期を決めて職員を採用していきたいということで、本条例を制定していきたいという部分でございます。職員のスキルアップ等に活用していければという部分で今回お出しするものでございます。

まず、2ページをお開きください。

柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。

第1条といたしましては、趣旨が載っております。今ほど申し上げました法律の条項に基づきまして、町の条例でおのおの定めていきたいという考え方で今回お出しするものでございます。

第2条につきましては、職員の任期を定めた採用、第2条1項につきましては、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者についてを定めております。第2条2項につきましては、専門的な知識経験者のことを定めております。

次のページ、3ページをお開きください。

第3条でございます。

第3条につきましても、今回町のほうで考えている部分でございます。一定の期間内に終了することが見込まれる業務あるいは一定の期間に限り業務量の増加が認められる業務等について、今回町としては考えていきたいという部分でございます。

続きまして、第4条につきましては、短時間勤務の任期を定めたものでございます。

第5条といたしまして、任期の特例といたしまして、予定していた業務量が予定した期間内に終わらないあるいは一定期間の期間が少し延びたというような部分については延ばすことができるというものになっております。

第6条につきましては、任期の更新でございます。当該の職員の同意を得なければ更新することはできないという形になっております。

これ以外に、この条例に関する必要な事項は町長が別に定めるという形になっております。

附則といたしまして、公布の日から施行するという状況でございます。

補足して説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号「柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第2号「柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第2号「柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方教育行政法に基づき、学校に求められる専門的な事項について指導、助言する学校教育アドバイザーを教育委員会に設置するために、新たに条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

6ページをごらん願います。

柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例について、ご説明を申し上げます。

地方教育行政第18条により、教育委員会には学校における教育課程、学校指導、その他学校教育に関する専門的な事項の指導を行うことが法令上求められている中、本町では、学校教育において専門的指導を行えるのが教育長だけという現行の体制であり、学校教育の充実を図っていく上で十分な対応が難しい状況であります。

そのようなことから、柳津町学校教育のより一層の充実を図っていくため、学校教育の専門的指導、助言を行うアドバイザーを設置したく議決を求めるものでございます。

なお、条例の内容につきましては、条文の主な内容のみをご説明申し上げますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

第1条におきましては、柳津町教育委員会に学校教育アドバイザーを設置することを規定しております。

第2条におきましては、アドバイザーは地方公務員法における非常勤の特別職とすることとしております。

第3条におきましては、アドバイザーの職務執行上、地方公務員法第16条の欠格条項で、規定に準じて各号に該当しない者のうちから教育委員会が委嘱することとしております。なお、同条第2項では、委嘱の期間としております。

第4条におきましては、同条第1号から第3号まで、学校教育計画及び目標の設定、小中学校の教育課程その他教育長が必要と認めた事項に関し、アドバイザーの行う指導助言の職務内容としております。

第5条におきましては、アドバイザーは職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととしております。

第6条におきましては、本ページから7ページにかけて、アドバイザーの勤務について、勤務条件は教育長が定めるものとし、同条第2項の第1号から第3号まで、週休日である日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12月29日から翌年の1月3日までの日、勤務時間につきましては週20時間以内としております。

第7条におきましては、アドバイザーを解職することができることとしております。

第8条におきましては、アドバイザーの報酬で、1時間当たりの単価と支払いについて規定しております。

第9条におきましては、アドバイザーが勤務地である柳津町役場から公務のため旅行するとき、自家用車を使用した場合には費用弁償することとしております。

第10条におきましては、アドバイザーの公務上の災害または通勤による災害に対する補償

について、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償することとしております。

第11条におきましては、補足として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

附則におきましては、この規約の施行時期について規定しております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第3号「柳津町表彰条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第3号「柳津町表彰条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、法人、企業からの寄附金に対する特別功労表彰の基準について、一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいた

します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第3号「柳津町表彰条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

本改正につきましては、昨年度改正いたしました特別功労者表彰の基準である寄附金500万円以上について、複数年にわたっての寄附の場合でも合算して計算して対象とするということにいたしました。ここで、今後法人あるいは団体においても特別功労表彰者の対象となるということが出てまいりますので、今回一部改正をしたいというところで提案させていただくものでございます。

第9条の次に1項を加える。

2項といたしまして、特別功労者が法人、団体であるときは前項の規定を適用しないという部分でございますが、「前項」、「適用しない」という部分につきましては、特別功労者は本町の挙行する各種の儀式その他の場合に招待し、死亡した場合は祭祀料及び弔詞を贈呈するというふうになっておりますが、これにつきましては対象としないという部分で提案をさせていただきたいというところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「柳津町表彰条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第7、議案第4号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第4号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

本条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正するのに伴いまして、今回の引用条文の改正及び条ずれが生じておりますので、それに対しての改正をするものとなっております。

第2条からというふうにいろいろ書いてございますが、理由といたしましてはそのような理由で今回提案させていただくものでございます。

施行日につきましては、5月30日となっておりますが、これが法律の施行月日になっておりますので、施行月日に合わせて条例の改正をするというところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第5号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第5号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一

部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

本改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、現在引用しております条文に引用条文の条ずれが生じておりますので、それを改正するものでございます。

附則として、施行につきましては、法律の施行月日である5月30日から施行したいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第9、議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、柳津町議会議員の期末手当について、所要の改正

を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

15ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づいて改正を行うものであり、議会議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

第5条中「150」を「155」と言っておりますが、6月の分の期末手当の支給率です。

「160」を「165」となっておりますが、12月分の期末手当の改正をするものでございます。

附則といたしまして、4月1日から施行することになっております。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第10、議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、町長等の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

17ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づいて改正を行うものであります。町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

6月の期末手当を「150」を「155」に、12月の期末手当を、「160」を「165」に改めるものでございます。

附則といたしまして、4月1日から施行するという条例でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、職員が自動車等を利用した場合の通勤手当について所要の改正を行うとともに、12月期の期末手当については、県の条例に準拠するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして改正をするものが一部含まれてございます。それにつきましては、第12条第2項第2号と書かれておりますが、これにつきましては、自動車を使用して通勤する職員に関する通勤手当の限度額を改正する

ものでございます。現在まで4万6,500円を4万3,400円とするものでございます。

第21条第2項中とございますが、これにつきましては、12月の期末手当の額を0.5%引き下げるものでございます。県及び県内の市町村の動向を鑑みまして、同等の率とするために今回0.5%の引き下げを行うものでございます。

施行月日といたしまして、4月1日から施行するという考え方でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第12、議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいた

します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

21ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正するのに伴いまして、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するためなどのために所要の改正を行うものでございます。

第2条につきましては、今回制定をいたしました柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定及び施行に関しまして、任期を定めて短期間勤務の文言を追加するという部分でございます。

第2条の2項につきましては、育児休業法の部分で、里親等につきまして委託したというような場合についてを定めているという部分でございます。

第3条及び第8条につきましては、再度の育児休業等及びについて、終了後1年を経過せずに育児の短期間勤務ができる特例を定めているという部分でございます。

第8条につきましては、育児期間勤務に関する職員が、育児期間終了日の翌日から起算して1年経過しない場合については、再度短期間勤務ができる特別な事情を規定したということになっております。

第9条につきましては、条文等を引用している条文の改正という部分でございます。

第16条につきましては、介護休暇もあわせて時間を加えることができるという形になっております。

その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

平成29年4月1日から施行し、ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行するというものになっております。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、議案第10号「柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、基金の運用方法を見直すため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、出納室長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

議案第10号「柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について」補足説明を申し上げます。

24ページをお開きください。

基金の運用方法を見直すための条例でございます。

地方自治法241条第2項におきまして、基金につきましては、金融機関への預金等その他
確実かつ有利な方法により管理しなければならないとされております。

第3条に次の1項を加えるものでございます。第2項、基金に属する現金は必要に応じて
最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるということで、有価証券の項目を加える
ものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年3月1日から適用するも
のでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第14、議案第11号「柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例につい
て」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第11号「柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の
説明をいたします。

本案は、基金の運用方法を見直すため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、出納室長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

議案第11号「柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

先ほどの減債基金と同じように基金の運用方法を見直しまして、第3条につきましては、有利な有価証券を追加するものでございます。

第5条につきましては、その有価証券で利息等が発生した場合につきまして、当該基金の目的とする事業に充当するものでございます。

第3条に次の1項を加えるということで、第2項、基金に属する現金は必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

第5条中「これを」の次に「当該基金の目的とする事業に充当し、又は、」を加える。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第15、議案第12号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第12号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

28ページをお開きください。

まず、今回の柳津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づくものであり、国税の取り扱いに準じて改正するものであります。

今回の条例改正につきましては、大きく3条から構成されておりますので、それぞれの条ごとに要約してご説明を申し上げます。

まず、第1条でございます。現行の個人住民税の住宅借入金等の特別税額控除の適用期限が2年間延長されること、及び現行の軽自動車税のグリーン化特例の適用期限が1年間延長となるものであります。

なお、グリーン化特例は、平成28年度に車両番号の指定を受けた新車に限りまして適用されるものであり、平成29年度に車両番号の指定を受けた新車の軽自動車につきましては、国で燃費性能等の要件を見直した上で適用年限が延長される予定となっております。

次に、28ページから33ページになっております第2条についてでございますが、現行の軽

自動車税の名称が種別割に変更になります。また、消費税が10%へ引き上げたときには、自動車の取得税が廃止され、環境性能割が創設されます。環境性能割は、取得時にのみ課税されることとなり、当分の間、県により賦課徴収され、その徴収金が町に払い込まれることになっております。したがって、軽自動車税は種別割と環境性能割で構成されることとなります。

また、町は、県が環境性能割の賦課徴収事務を行うための費用といたしまして、県から徴収金として払い込まれました額の5%を徴収取扱費として県に支払うこととなります。

環境性能割につきましては、平成31年10月1日以降に取得された軽自動車に対し適用され、種別割につきましては、平成32年から適用されることとなります。

次に、消費税率が10%に引き上げされるときに、法人町民税の法人税割額の税率を9.7%から6%へ引き下げるものでございます。これも平成31年10月1日から施行となります。

最後に、33ページから34ページでございます。第3条につきましてでございます。

平成28年度から軽自動車税率が変更となっておりますが、平成27年3月31日以前に登録された軽自動車の税率は従前のままの規定の内容で、現行の軽自動車税が種別割に名称変更になったことに伴いまして、関連の字句を改正するものであります。これも平成31年10月1日から施行となります。

なお、以上の改正では、軽自動車税に関しまして税率の変更はございません。

以上で補足の説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時15分といたします。（午前11時00分）

○議長

議事を再開します。（午前11時15分）



○議長

日程第16、議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成29年度当初予算に当たり、平成30年度から県により国民健康保険事業が運営される際の保険料等を考慮しながら、現在の国民健康保険税と医療費の格差を是正するため、税率の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第13号につきまして、補足してご説明を申し上げます。

36ページをお開きください。

現在の柳津町国民健康保険税については、1人当たりの本来必要な税額に対して実際に賦課している税額を低く抑えてきたところでありまして、これまでは、この税込不足分を基金取り崩しによって補填してきたところではありますが、国保の財政運営が平成30年度に県以降後は医療費に見合った保険税が県から示され納付していくこととなりますので、平成28年

度に引き続き税率の改正を行うものであります。

第3条から中ほどの第9条までの改正内容につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて、所得割、資産割、均等割、平等割の税率を改正するものであります。

第23条以下の金額の改正については、低所得者の方について、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて、均等割と平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減について改正を行うものであります。

37ページをお開きください。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

適用区分として、改正後の条例は、平成29年度本算定以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度の仮算定及び平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第17、議案第14号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第14号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率10%への増税への延期及び第1号保険者の保険料の算定方法の変更に対応するため、所要の改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第14号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

39ページをお開きください。

附則第9条については、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、国において所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の軽減措置を平成29年度も継続することとしたため、平成29年度に改めるものであります。

第10条については、平成29年度における保険料率の特例を定めるものであります。これは、第1号被保険者の保険料の判定に、現在は所得をはかる指標として合計所得を用いていますが、この合計所得金額は土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地収用等で土地を譲渡した場合、譲渡した土地の翌年の所得が急増して介護保険料が高額になる場合があります。そのため、土地の売却等には災害や土地収用等本人の責任に属さない理由もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険料の算定におきまして、これを特別措置法に規定される長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることへ算定方法を定めるものであります。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

経過措置として、改正後の介護保険条例附則第10条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間については、なお従前の例によるとする

ものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第18、議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の団員の減少及び近隣町村の条例整備並びに現消防団組織の実情に合わせ、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条で、「第9条」を削るとなっておりますが、これにつきましては、消防組織法で言っています第9条でございますので、消防組織法そのものを残してございますので、削る部分については何ら問題はないと考えてございます。

第4条第1項で、「第4班長」を削るとなっておりますが、現状を鑑みまして、第4班長が現在いないという部分でございますので、それを削るという部分でございます。それと合わせまして、第4条第2項の規定により、本町に居住する者という部分が入団の現在の決定事項となっておりますが、町外に住所を移した者については退団しております。しかし、近年の消防団員の減少が加速しているため、住所を要しなくても町内の事業所に勤務する者も入団を認めるという考え方に基きまして、「又は勤務」という部分を今回の条例で改正をしていきたいという考え方でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第19、議案第16号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第16号「監査委員の選任同意について」提案理由の説明をいたします。

本案は、目黒忠威氏の任期が3月31日をもって満了となることに伴い、提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。（午前11時28分）

○議長

議事を再開します。（午前11時30分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県河沼郡柳津町大字黒沢字前原59番地、氏名、伊藤光正、生年月日、昭和28年10月28日生まれの選任につき、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「監査委員の選任同意について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



○議長

日程第20、議案第17号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第17号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第17号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」補足してご説明を申し上げます。

44ページをお開きください。

振興計画の政策、大きく6つございますが、6つの中の6番目でございます。町民との協働でつくる個性のあるまちづくりの中の施策名の3番目といたしまして、効果的・効率的な行政運営の確立というところでございますが、その中で、指標と目標値というものがありません。その中に職員数が示されております。その職員数につきましては、あくまでも一般会計に属する職員数という形で目標値を定めたところではございますが、現状値（平成26年度）、71、変更前目標値（平成32年度）を70人以下と定めていたところではございますが、柳津町の今の計画の中で見直しをしていきたいという部分で、この目標数値を74人以下としていきたいという考え方で提案させていただくものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「柳津町振興計画基本計画(平成28年度～平成32年度)の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第21、議案第18号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第18号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第18号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」補足して説明を申

し上げます。

46ページをお開きください。

今回の辺地計画の対象区域といたしましては、一番上の右端に書いてございますが、西山西部辺地を対象にしております。その中で、大字琵琶首地内を対象にしているものでございます。

次のページをお開きください。

47ページになります。

平成28年から平成32年までの5カ年の計画の中に、一番下にございます消防施設整備事業、消防屯所建築工事（23.18㎡・琵琶首地区）、540万円を新たに追加したいという部分でございます。

次のページ、48ページが、変更前、変更後の対比表をつけさせていただいたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第22、議案第19号「JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第19号「JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について」
提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町議会基本条例第8条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第19号「JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について」
補足して説明を申し上げます。

本確認書につきましては、会津17市町村及び県が現在までに合意している内容について文書により取り交わすものであります。今回、柳津町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第8条第2号といたしましては、議会が二元代表機関の一翼として町の重要施策の決定に参加する必要がある事項という考え方で、今回提案させていただくものでございます。

協定書の内容につきましては、次の50ページ、51ページから成っておりますが、8条建てとなっております。内容につきましては、第1条で復旧方針、第2条で鉄道施設の復旧費に係る負担、第3条で鉄道施設等の保有・管理主体、第4条で運営費の負担割合、第5条で大規模災害等における対応、第6条で利活用・地域振興、第7条で国及びJR東日本との協議、第8条で疑義等の解決ということになっております。

なお、別紙につきましては、第4条の別紙として54ページにつけさせていただいたところ
でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第23、議案第20号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第20号「町道路線の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、議案第20号「町道路線の廃止について」補足してご説明申し上げます。

56ページをお願いいたします。

路線番号、1073号、路線名、安久津下平線の全部を廃止するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第24、議案第21号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第21号「町道路線の認定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第21号「町道路線の認定について」補足してご説明申し上げます。

59ページをお願いいたします。

次の3路線について認定するものであります。路線番号、1073号、安久津下平1号線、路線番号、1093号、安久津下平2号線、路線番号、1094号、下平2号線を認定するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第25、議案第22号「町道路線の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第22号「町道路線の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の変更について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第22号「町道路線の変更について」補足してご説明申し上げます。

64ページをお開きください。

路線番号、1071号、竜蔵庵下田線の起点側の位置を変更するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号「町道路線の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第26、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本案は、平成28年9月20日、柳津町大字柳津字諏訪町甲61番地2、つきみが丘町民センターにおいて発生いたしました事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させます。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

67ページをお開きください。

専決第1号、和解について。これにつきましては、平成28年9月20日、つきみが丘町民センターにおきまして、柳津町大字細八字堂ノ前乙722番地の齋藤ヨシ子さんが、玄関入り口

脇の雨どいに衝突し、雨どい19万5,480円相当を破損したものでありますが、原状復旧しまして、1月12日、和解をしておりますのでご報告いたします。

○議長

これをもって、報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第27、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本案は、平成28年12月7日、柳津町大字柳津字薬師堂上乙1885番地、柳津保育所駐車場内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させます。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

69ページをお開きください。

専決第2号、損害賠償の額の決定及び和解について。これにつきましては、平成28年12月7日、柳津保育所の駐車場内におきまして、柳津町大字細八字居平甲1292番地の金京姫さんが運転する車両と町の公用車が移動した際に衝突したものであります。

なお、町の損害賠償額については14万5,600円、相手方の損害賠償額については11万3,798円でありまして、それぞれ損害賠償を支払い、1月29日、和解をしておりますのでご報告いたします。

○議長

これをもって、報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第28、柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

これより、地方自治法第182条及び同条第2項の規定により、柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

柳津町選挙管理委員会委員に、齋藤孝一氏、佐々木憲一氏、鈴木武彦氏、杉原善衛氏の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました齋藤孝一氏、佐々木憲一氏、鈴木武彦氏、杉原善衛氏を柳津町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、齋藤孝一氏、佐々木憲一氏、鈴木武彦氏、杉原善衛氏を柳津町選挙管理委員会委員に当選と決定いたしました。

次に、柳津町選挙管理委員会補充員に、佐藤美枝子氏、天野一弘氏、小島利則氏、小林銀一氏の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤美枝子氏、天野一弘氏、小島利則氏、小林銀一氏を柳津町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、佐藤美枝子氏、天野一弘氏、小島利則氏、小林銀一氏を柳津町選挙管理委員会補充員に当選と決定いたしました。

お諮りします。

補充員の順位については、1位、佐藤美枝子氏、2位、天野一弘氏、3位、小島利則氏、4位、小林銀一氏にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、補充員の順位については、1位、佐藤美枝子氏、2位、天野一弘氏、3位、小島利則氏、4位、小林銀一氏に決定しました。

以上で、柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、4月から5月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開は1時といたします。(午後0時00分)

○議長

議事を再開します。(午後1時00分)



○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

本日の議事日程に、議案第45号「副町長の選任同意について」、議案第46号「工事請負契約の締結について」、議案第47号「和解について」、議案第48号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」、報告第3号「専決処分の報告について」が町長から提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、報告第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、議員提出議案第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を追加日程第6として追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



○議長

追加日程第1、議案第45号「副町長の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第45号「副町長の選任同意について」提案理由の説明をいたします。

副町長の郡司博道氏から、平成29年3月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、新たに副町長を選任したく提案するものであります。

よろしくをお願いします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。（午後1時4分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時5分）

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、該当者が同席しておりますので、退場を求めます。

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県河沼郡柳津町大字細八字塚乙109番地1、氏名、矢部良一、生年月日、昭和30年5月15日の選任につき、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号「副町長の選任同意について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、退場者の入場を許します。



○議長

追加日程第2、議案第46号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第46号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町簡易水道中央監視設備整備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第46号「工事請負契約の締結について」補足してご説明申し上げます。

簡易水道中央監視設備整備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定します予定価格が5,000万円以上となることから、以下について議会の議決をお願いするものであります。

- 1 契約の対象、柳津町簡易水道中央監視設備整備工事。
- 2 契約金額、1億5,228万円。
- 3 契約の相手方、群馬県高崎市貝沢町甲965番地、クシダ工業株式会社代表取締役串田洋介。
- 4 契約の方法、指名競争入札。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

この指名競争入札においての指名業者名、業者数を教えていただきたいということと、契約の相手方である群馬県のクシダ工業株式会社の会社の規模等会社の概要をわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

指名業者につきましては、愛知時計電機株式会社、クシダ工業株式会社、東北機電工業株式会社、株式会社南東北クボタ、株式会社翼水エンジニアの5者であります。

なお、クシダ工業の規模等につきましては、大変申しわけありませんが、資料を持ち合わせておりませんので、後からご報告させていただきたいと思います。

以上であります。（「わかりました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

9番、田崎為浩君。

○9番

関連しますけれども、この落札率と、大変高価な設備ですが、耐用年数、どのぐらい使う予定での購入なのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

大変申しわけありませんが、まだ落札率までは計算しておりませんでした。済みませんでした。（「後からで結構です」の声あり）後から申し上げたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

10番、鈴木吉信君。（「耐用年数」の声あり）

耐用年数。持ち合わせがないという耐用年数。（「機械の耐用年数」の声あり）

機械の耐用年数はどのぐらいですか。

○建設課長

大変申しわけありませんが、機械が各種に多数ありますので、後で調べてお知らせしたい
と思います。

○議長

ご了解いただきます。

10番、鈴木吉信君。

○10番

この簡易水道の中央監視設備、これをつくれば常平生の柳津町の水路等に対する維持管理、
そういうものに対してどのようなメリットがあるものか、それに対してわかる範囲内で結構
ですので説明をお願いしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

今年度整備するのが、町の役場から離れている部分について、遠いところから整備したい
と考えておりますが、降雨とか降雪、雷等があった場合に、町のほうに、その施設の異常が
あった場合に連絡が入って、わざわざ冬期間現場に行って確認する必要がなくなるというこ
とであります。

○議長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

それでは、6番、小林 功君のクシダ工業株式会社の概要について、もう1件、9番、田
崎為浩君の耐用年数について、落札率について、この3点について、後刻、報告をいたしま
す。

ほかにございませんでしたら、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

追加日程第3、議案第47号「和解について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第47号「和解について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成28年7月17日、福島県福島市荒井北一ノ坂3番地の1、国道115号線において発生しました事故について、相手方と和解することについて、地方自治法の規定によって議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第47号「和解について」補足して説明を申し上げます。

本事故は、平成28年7月17日、国道115号線において、町所有の大型バスに、猪苗代方面へ向かって走行していた福島一栄氏の車がセンターラインをはみ出し衝突したことによって発生した事故でございます。今回につきましては、相手方の損害賠償額152万7,000円、これにつきましては、バスの修理代並びに車のリース代等についての金額でございます。それにつきましては、今回和解の内容といたしましては、町所有のバスの修理に関しまして、上記3の額について負担をするものとするということで和解をしたいという考え方をもってございます。

これ以外の部分につきましては、弁護士相談会、いろいろございますので、その辺の中で協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第47号「和解について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第4、議案第48号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第48号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第48号「平成28年度柳津町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、総額を36億4,679万7,000円とするものであります。

9ページをお開きください。

歳入でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、老人福祉施設入所負担金でございます。この負担金につきましては、この後に出てまいります。歳出のほうで、養護老人ホームの措置費というものを歳出で見させていただいております。この措置費につきましては、措置入所について町のほうでお願いしていた方が、3月8日付で入所が決定したことに伴いまして、その方の年金収入額等に合わせまして負担金を日割り計算でいただくという部分に伴う歳入でございます。

続きまして、次のページ、歳出になります。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費で38万6,000円の補正となっております。扶助費として総額38万6,000円、養護老人ホームの措置費でございます。今ほど申し上げました3月8日入所される1名の方の日割り計算に伴います入所負担金。その方が会津若松市にあります長寿園の施設の方です。もう1名の方で、実は鮮雲荘に入所しておられます方が、本年度より障害者加算金が課せられる形になりました。その方につきましては、月額2万8,136円でございますが、4月に遡及して年間分の支出が必要になるということになりましたので、今回合わせて扶助費として計上させていただいたものであります。

続きまして、9款教育費、社会教育費、美術館管理費で129万6,000円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、需用費の修繕費でございます。この修繕費につきましては、美術館の第1展示室の天井にあります加湿換気設備の修繕代となっております。機器内の電磁弁の故障によりまして加湿機能が果たされておりませんので、緊急的な修繕を要するものとして今回上げさせていただいたものでございます。

予備費、予備費、予備費といたしまして、164万7,000円の減額とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第5、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成29年2月8日、三島町大字滝谷地内の県道柳津昭和線において発生いたしました事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

専決第3号、損害賠償の額の決定及び和解について。

こちらは、平成29年2月8日、三島町大字滝谷地内の県道柳津昭和線において、町公用車が停車していた相手方所有の車両に衝突したものであります。相手方といたしましては、喜多方市豊川町米室字西谷地2211番地2、株式会社環境建設であります。損害賠償額といたしまして13万4,633円を支払うことで3月7日付で和解をしたものであります。

よろしくお願いたします。

○議長

これをもって、報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第6、議員提出議案第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど産業厚生常任委員長より採択の報告がありますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

それでは、議案第46号「工事請負契約の締結について」の中で、質問のあった3点について答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

まず、小林議員からのご質問でございますが、落札率99.4%となっております。クシダ工業の規模でございますが、社員数約250人、工事の年間完成高が45億円となっております。

続きまして、田崎議員からのご質問でございますが、法定耐用年数は15年ですが、維持管理等によって微妙な修繕をしながら長寿命化を図ってまいりたいと思います。

○議長

6番、小林 功君、よろしいですか。

○6番

わかりました。

○議長

9番、田崎為浩君、よろしいですか。

○9番

了解です。

○議長

それでは、以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午後1時30分）

○議長

再開いたします。（午後1時32分）

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、先ほど副町長選任の同意決定をいたしました矢部良一君にご挨拶をいただきます。

○矢部

ただいまご紹介いただきました矢部良一であります。このたび議会の同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

私はもとより微力ではございますが、町長を補佐し、議会や関係団体等の皆様と連携を図りながら、町民の皆様に柳津町に住んでよかったと思えるようなまちづくりを実現するため、誠心誠意努めてまいる所存でございます。議会の皆様、町民の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。

ご挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

改めてよろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成29年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。（午後1時34分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 伊 藤 純